

法令および定款に基づくインターネット開示事項

個別注記表

第23期（2019年4月1日から2020年3月31日）

コネクシオ株式会社

株主総会招集ご通知の添付書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社のインターネットウェブサイト (<https://www.conexio.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの 決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法によっております。

なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建	物	2～39年							
構	築	物	2～20年						
機	械	及	び	装	置	17年			
工	具	、	器	具	及	び	備	品	2～20年

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

なお、主な償却年数については次のとおりであります。

の	れ	ん	5年又は20年								
ソ	フ	ト	ウ	エ	ア	3～5年					
キ	ャ	リ	ア	シ	ョ	ッ	プ	運	営	権	20年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与(中長期インセンティブを含む)の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金 取締役に対して支給する賞与(中長期インセンティブを含む)の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生した事業年度より費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 記載金額は、表示単位未満は端数を切り捨てて表示しております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、計算書類利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」、「契約解約損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた16百万円は、「為替差損」0百万円、「契約解約損」6百万円、「その他」8百万円として組み替えております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,448百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	124百万円
短期金銭債務	61百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,153百万円
仕入高	145百万円
販売費及び一般管理費	250百万円
営業取引以外の取引による取引高	0百万円

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産

① コンシューマ事業

用途 店舗

種類 建物、構築物、工具、器具及び備品、のれん、長期前払費用及びその他

場所 北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県及び長崎県

② 法人事業

用途 事業所

種類 工具、器具及び備品、ソフトウェア及び長期前払費用

場所 東京都及び大阪府

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当該資産につき、コンシューマ事業及び法人事業においては、将来の見通しが当初の事業計画を下回り、当該用途に使用する資産の収益性が低下した資産グループ及び移転等の意思決定をした資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

なお、資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。

(3) 減損損失の内訳

① コンシューマ事業

建物	139百万円
構築物	3百万円
工具、器具及び備品	77百万円
のれん	1百万円
長期前払費用	11百万円
その他	0百万円
計	233百万円

② 法人事業

工具、器具及び備品	7百万円
ソフトウェア	3百万円
長期前払費用	0百万円
計	11百万円

(4) 減損損失を認識した資産グループの概要と資産をグルーピングした方法

当社は、コンシューマ事業においては、各ショップ、各取引先グループ別資産及び各サービス事業ごと、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとし、法人事業においては、各事業所及び各サービス事業ごと、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとしております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	44,737,938	-	-	44,737,938

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	122	-	-	122

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,342	30.00	2019年 3月31日	2019年 6月26日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	1,342	30.00	2019年 9月30日	2019年 12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,342	30.00	2020年 3月31日	2020年 6月24日

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、非積立型の退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	5,212百万円
勤務費用	549
利息費用	17
数理計算上の差異の発生額	△88
退職給付の支払額	△225
退職給付債務の期末残高	5,465百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	5,465百万円
未積立退職給付債務	5,465
未認識数理計算上の差異	115
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,580百万円
退職給付引当金	5,580百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,580百万円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	549百万円
利息費用	17
数理計算上の差異の費用処理額	△13
確定給付制度に係る退職給付費用	553百万円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.521%
-----	--------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,424百万円
未払事業税	164
未払費用	243
商品評価損	62
退職給付引当金	1,410
資産除去債務	364
貸倒引当金	14
減価償却費	253
減損損失	75
資産調整勘定	9
その他	79
繰延税金資産小計	<u>4,101百万円</u>
評価性引当額	<u>△40百万円</u>
繰延税金資産合計	4,061百万円
繰延税金負債	
キャリアアショッ プ運営権	△2,547百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△103
その他有価証券評価差額金	△0
繰延税金負債合計	<u>△2,651百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,410百万円</u>

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引リスク管理規程に従い、取引先ごとの与信限度額を設定し、信用状況を1年ごとに把握する体制をとっております。

預け金は、キャリア認定ショップに設置しております現金受渡機への預入れ金を総合警備保障株式会社の警備輸送車により回収するサービスを利用しているものであり、信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

敷金及び保証金は、主要な販売チャネルとなる通信キャリア認定ショップ並びに事務所の賃借に伴う敷金及び保証金であります。これらは、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払代理店手数料及び未払金並びに未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注) 2.参照)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	20,387	20,387	—
(2) 受取手形及び売掛金	40,380	40,380	—
(3) 未収入金	8,812	8,812	—
(4) 預け金	111	111	—
(5) 投資有価証券	5	5	—
(6) 敷金及び保証金 貸倒引当金 (*2)	3,827 △30		
	3,797	3,748	△48
(7) 買掛金	(13,394)	(13,394)	—
(8) 未払代理店手数料	(10,128)	(10,128)	—
(9) 未払金	(6,874)	(6,874)	—
(10) 未払法人税等	(2,547)	(2,547)	—
(11) 未払消費税等	(1,490)	(1,490)	—
(12) 預り金	(959)	(959)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)未収入金及び(4)預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、株式は取引所の価格によっております。

(6) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、返還予定時期に応じた無リスクの利子率で割り引いた現在価値から、貸倒引当金を控除した額によっております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

(7) 買掛金、(8) 未払代理店手数料、(9) 未払金、(10) 未払法人税等、(11) 未払消費税等及び(12) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	184
子会社株式	13

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

関連当事者との取引に関する注記

計算書類作成会社と関連当事者との取引

計算書類作成会社と同一の親会社を持つ会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)4	科 目	期末残高
同一の親会社 を持つ会社	株式会社 ファミリー マート	なし	商品の販売等	プリペイドカ ードの販売等 (注)3	185,210	受取手形 及び 売掛金	16,953

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

- 2019年9月1日付でユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社は完全子会社である株式会社ファミリーマートを吸収合併するとともに、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社から株式会社ファミリーマートへ商号変更しております。上記の取引金額には、合併前の株式会社ファミリーマートとの取引金額が含まれております。
- プリペイドカードの販売等は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- 取引金額は、取引総額で表示しておりますが、当事業年度の損益計算書では売上高から売上原価を控除した純額で表示しており、売上高に含まれる金額は2,756百万円であります。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,034円64銭
- 1 株当たり当期純利益 156円48銭